

金朝の漢民族統御策私見

野上俊靜

- 一、緒言
- 二、宰相任命と漢人
- 三、猛安謀克任命と漢人
- 四、令史の數と漢人
- 五、科舉制
- 六、樞密院
- 七、其の他
- (一)姓名 (二)結婚 (三)南人
- 八、結語

一、緒言

塞外民族と支那本土の漢民族との關係は、東洋史上時代の如何を論せず重要且厄介なる問題にして、北方民族出身にして中原の一部又は全部を支配せし王朝が自己より質に於いて文明の高度を誇り量に於いて其の饒多を誇る漢民族を如何に統御せしかば亦以て輕ず可からざる研究題目たり。吾人は女直民族たる金王朝の漢民族統御策に對する私見を披瀝し以て大方の御示教と御叱正を請ふものなり。

人若し金史を繙かば所々に民族の如何によりて金朝の與ふる待遇の異なりし事實を發見す可く即

ち女直人は最高位にあり、他の異人種は不當なる制限と壓迫とを加へられしにはあらざるかの感なき能はざるべし。

金の太祖阿骨打は自己の部族内を統一して漸次威を四隣に振ひ西方の諸民族又は契丹渤海を征し、支那の北邊を割取して金王朝を建設せしものなるを以て金國の構成分子には幾多の異民族のありしことは否み難き事實なるも、その内女直人は其の勢力の本源たり中心たる故を以て、漢人は優秀なる文化を有し且人口の饒多なる故を以て此等二民族は國家を組織する二大要素なりしが如し。果たして然りとすれば、金の對異民族策は敢て全部とは云はざるも大體に於いて對漢民族策なりしと云ふも過言にあらざるべし。以下其の著しきものを採り出して説明を加ふべし。

二、宰相の任命と漢人

制度上に現れたる人種的差別待遇は官吏の任命に最もよく認め得ることは諸王朝其の軌を一にするものゝ如く、吾人は其の代表的のものとして行政官の長たる宰相に關して論じ次に武力の中心勢力たる猛安謀克に就いて考究し最後に最下位の官なりしと思はるゝ令史に研究の歩を進むべし。

金朝初期に於ける行政組織は殆ど遼の制度を模倣せしものにして唐の制度と同じく中書門下尙書の三省に分掌せしも海陵の正隆元年中書門下の二省を罷め尙書省のみとせしこと金史百官志一(十五)に見ゆ。かくて尙書省が行政の最高機關となりしを以て政務をとる最高官はその長官たる尙書

令となれり。かくの如きは實に金代行政組織の持つ一特異性にして支那法制史上の新事件なりと云ふべし。而して尙書令の下に左丞相一人、右丞相一人、平章政事二人あり。（註尙書令一人、左右丞相各一人、平章政事二人は定制なりと雖も、缺員例外等度々ありしなり。而して平章政事は海陵の正隆元年に置くことを罷めしより、世宗が大定二年再び設置する迄途絶せり）以上の五人が金朝の宰相たりしことは金史

卷五百官志一、尙書省の條に、

尙書令一員。正一品。總領紀綱儀刑端揆。左丞相右丞相各一員。從一品。平章政事一員。從一品。爲宰相。掌丞天子平章萬機。左丞右丞各一員。正一品。參知政事二員。從二品。爲執政官。爲宰相之貳。佐治省事。……」の記載あること又同じく金史卷八（列傳）の贊に、

金制。尚書令。左右丞相。平章政事。是謂宰相。左右丞參知政事。是謂執政。

と見ゆることに依りて知るべし。然れば吾人は宰相の任命を尙書令、左丞相右丞相平章政事に就いて考究せんとす。先づ宰相の任命に關して一般的に論せしものを擧ぐれば金末元初の文豪元好問の張萬公碑銘の中に、

蓋金朝官制。……自尙書令而下。左右丞相。平章政事二人。爲宰相。尙書左右丞。參知政事二人。爲執政官。凡在此位者。內屬外戚。與國人有戰伐之功。豫腹心之謀者。爲多。潢濶之人。以閥閱見推者。次之。參用進士。則又次之。其所謂進士者。特以示公道。繫人望焉。（元遺山遺集卷十六平章政事壽國張文貞公神道碑銘）

とあり、亦續通典卷二職官宰相の條に、

金左丞相右丞相、各一員。平章政事二員。……爲宰相。左右丞各一員。參知政事一員。……爲執政官。爲宰相之貳。俱列於尙書省。位在尙書令下。熙宗時。率以宗室王公。除拜丞相。

と見ゆることによりて金朝の宰相任命に於いて國人本位主義なりしを察知すべし。元史卷八十五百官志の叙語に百官の名稱を擧げて次に「其長則蒙古人爲之。而漢人南人貳焉。於是一代之制始備。」と見ゆると同一方針なりしを覺ゆ。(元朝の中央政府の長官任命に就いては箭内博士が「元代社會の三階級」(滿鮮地理歷史研究りしには非ざること)を詳論せられたり。)即ち元朝が蒙古中心主義によりて本則として多く百官の長を國人に限りしと同じく金朝もその程度の如何を論せず大體の方針として國人本位なりしこと火を見るより明かなり。かくの如き内族外戚及び國人の重用は金の國家經營上當然すぎる程當然の處置と云ふべし。さきの元好問の文には國人の次ぎに潢霫之人を重用せし如くなれども、その潢霫之人とは如何なるものか積極的證據は擧げ得ざるも左に推測を記して後攷を俟つ。思ふに潢霫の潢は當時の潢河(又は潢水)の潢を指すものゝ如く、潢河とは今之西遼河の上流たるSiramuren(西拉木倫)にして、霫は國名にして隋より唐初にかけて潢水の北に建設せられし匈奴の別部の國なること舊唐書卷一百九十九下霫の傳に見ゆ。東は靺鞨に接し西は突厥、南は契丹に隣し「風俗略與契丹同」とあり。而してこゝに注意すべしことは、契丹即ち遼國の開國傳説がこの潢河即ち現今のSiramurenと當時の土河(又は徒河)即ち現今の老哈川との二川に關係あることなり。契丹國志卷一及び遼史卷三十七地理志永州の條等によれば契丹民族の發源

地は此の二川の合流して挿むところの永州の地なりと云はざるを得ず。果して然らば舊の故地も Siramuren に接せし所なれば元遺山は遼國の遺民を指して漢舊之人と呼びしには非ざるか。則ち先の文の意味は女直人の次には契丹人を多く採用し次に漢人進士を用ひたりしと云ふには非ざるか。而して此の考へは金朝の割合に契丹人を優遇せし史實によりて一層深からしめらるゝものあり。然れども後に示す如く宰相の任命に就いては特に契丹人を優遇せし事實なきが如し。

如何に解すべきか。又漢人が最も冷遇せられしと云へるが果して然りしか。

金化漢人にして最も早く宰相となりしものに就いては趙翼の二十二史劄記卷二「金初漢人宰相」なる一項の中に「天會四年始置尙書省以下諸司府寺十二年以企先爲尙書右丞相。漢人爲宰相自此始。(劄記には右丞として宰相の一字を脱す。右丞は執政官なり。宰相に非す。金史韓企先傳には「爲右丞相」とあり)」の記載ある如く金史以下の記録に徴しても韓企先が漢人にして宰相となりし最初の人なり。そはともあれ前述の如く宰相には主として女直人を任すること

金一代の方針なりと雖もしかも事實に於てはそが如何なる程度に勵行せられしや。金朝百二十年間に宰相に任命せられしものを盡く摘出し以て人種別に考察すべきも、此に就いて最も不便を感じることは金史に唐書元史等に見る如き宰相表の無きことなり。則ち一目瞭然的に宰相となりし人物を知るに由なし。然らば如何にせんやと云ふに、それは金史の本紀列傳等を通讀して宰相の任命に關せし記事を擱み出して整理せざるべからず。この方法に就いては幾分の見落しと不完全とを認めざ

るを得ざらんも他に方策なく、かくして得し結果を人種別に羅列すれば次ぎの如し。

一、尙書令

女直人(六人) 宗翰。禪溫敦思忠。完顏守道。完顏匡。紇石烈執中。徒單克寧。
漢人(一人) 李石。
渤海人(一人) 張浩。

二、左丞相

女直人(二十一人) 完顏希尹。宗雋。宗弼。勦。宗賢。亮。克。唐括辨。禪溫敦思忠。昂。晏。僕散忠義。
紇石烈良弼。完顏守道。徒單克寧。夾谷清臣。襄。崇浩。僕散端。徒單鑑。完題賽不。

漢人(無し)

渤海人(一人) 張浩。

奚人(一人) 蕭玉。

不明 秉德。烏帶。

三、右丞相

女直人(二十四人) 宗固。宗賢。亮。宗本。唐括辨。僕散思恭。僕散忠義。宗憲。紇石烈良弼。紇石烈志
寧。完顏守道。徒單克寧。唐括安禮。烏古論元忠。麻達葛(章宗)。襄。夾谷清臣。崇浩。僕散端。徒單鑑。
徒單公弼。朮虎高琪。完顏賽不。

漢人(四人) 韓企先。劉筭。蔡松年。石塘。

渤海人(二人) 大昊。張浩。

奚人(二人) 蕭裕。蕭玉。

契丹人(一人) 蕭仲恭。

不明 秉德。烏帶。承暉。

四、平章政事

女直人(三十九人) 奚。昂。亮。僕散忠義。勗。完顏頽英。宗憲。紇石烈良弼。紇石烈思等。完顏思敬。完

顏守道。徒單合喜。徒單克寧。唐括安禮。烏古論元忠。蒲察通。崇尹。襄。宗寧。夾谷清臣。完顏守貞。烏
林答願。夾谷衡。徒單鑑。僕散撥。僕散端。完顏匡。徒單公弼。朮虎高琪。守純。完顏賽不。完顏合達。白
散。獨吉思忠。宗賢。銀木可。宗尹。宗寧。赤蓋暉。

漢人(九人) 劉筭。石塘。候摯。胥鼎。張萬公。高汝礦。張通古。李德固。張暉。

渤海人(二人) 張浩。張汝霖。

奚人(二人) 蕭裕。蕭玉。

契丹人(三人)

完顏元宜。^(註一)移刺道。蕭仲恭。

不明

把胡魯。粘割訛特刺。抹撲盡忠。

以 上

右の統計を通して致へて見るに同じく宰相にても最下位なる平章政事に異民族のものより多く右丞相左丞相尙書令と順次高くなるに従ひ減少するを見る。勿論前述の如く右の統計は金史等に散見せしところを集めしものなれば一二の見落し有るならんも、かく論ずること妥當を失ひしものには非ざるべし。而して又金朝がその方針として宰相に「凡内族外戚及國人有戰功者爲之」と云ふこと否定す可からざる事實なるも餘りに其の例外の多きを覺ゆ。この例外の多きには色々の理由あるならんも政治的經綸に漢人の才能を借り用ひることの最も必要なりしことも其の大なる原因の一つなりしものならん。然れども亦此の例外の多きも時の前後によりて大なる變化あるものゝ如く平章政事となりし九人の漢人の任官期日に就いて見れば大體に於いて金代百二十年のうち中期以後末期に多く右丞相に就いても大略同一なりしが如し。(吾人は金朝宰相任官年代表を作製せしも、ここには掲載の繁を避く。)

之を要するにかなり多くの例外はあるにしても金朝が宰相の任命に際して國人本位の方針を探りしこと元朝と全く其の軌を一にするものあり。元朝と雖も幾多の例外ありしなれども例外は以て本則を覆す論據とはなり得ざること明かなり。ともあれ吾人は金朝が一代の根本方針とせし女直中心主義の發露を其の宰相任命に就いても見出すと共に亦如何にして國家を統治し異民族を統御せんと苦心せしかを推知すべし。

完顏なるも金朝より賜ひしものにして本姓は移刺氏なり。移刺の名は金史國語解姓氏の條に出づる三十一の姓氏の中に見ゆれば女直姓の如くなれども契丹人の姓と思ふべし。即ち錢大昕は「二十二史攷異八十」に「姓氏。按百官志所載。自號黑號之姓甚多。今譯爲漢姓者。僅三十有一。移刺石抹則契丹人也。不當入女直姓氏之内」とあり。實例を舉れば金史卷八世宗紀大定二十二年の條に、

「正月丙子。次永清縣。有移刺餘里也者。契丹人也。」とあり。移刺氏の契丹人なること知るべし。

三、猛安謀克の任命と漢人

金史卷四兵志によれば猛安は千夫長謀克は百夫の長なり。然れども其の語義如何は一考を要す。猛安は女真語のMing-kan 滿洲語及び蒙古語に於けるMing-ganにして千の意味を有するものなり、謀克はMukkの譯にして百の意なれども猛安との關係よりして百夫の長と解す。(箭内博士「金兵制に關する研究」(滿鮮地理歴史研究報告第三二所收)一)
(三二頁參照)。

金の建國前完顏部の部落生活より既に猛安謀克の端緒は開かれしものにして、そは將校を意味しその軍隊を指すものなり。さて其の猛安謀克は比較的低き官位に置かれしも金朝兵力の中堅をなし國力維持の上に最も重大なる任務と責任とを有せしものなりき。實に金國は猛安謀克の隆勢と共に興起しそが墮落と共に滅亡せりと云ふも敢て過言には非ざるべし。かく重大なるものなれば金朝のそれに對する保護策規定眞に微細に亘れるも尤も注意すべきはそが任命にあたりて女直人を専用するに至りしことなり。

金史卷四 兵志の記載によれば太祖阿骨打即位の二年始めて猛安謀克の領戸を定め三百戸を謀克となし十謀克を猛安となしたりき。後漸く太祖の威四方に達し女直の諸部其の他契丹漢人等の異民族來降するに及び其等の首領に區別なく猛安謀克を授けしなり。

天輔二年九月……閏月庚戌朔。以降將霍石韓慶和爲千戸。(金史卷二) (兵制に關する研究) 中に詳論せられしところな

嘗用遼人訛里野。以北部百三十戸爲一謀克。漢人王六兒以諸州漢人六十五戸爲一謀克。王伯龍及高從祐等並領所部爲一猛安。(金史卷四) ……「太祖の時代のことなり」

右二文によりて太祖時代猛安謀克任命に就いて内外人無差別なりしこと知るべし。然るにその後太宗即位して幾もなく外國人に猛安謀克の榮職の任命を罷めしと思はるゝ記事見ゆ。則ち次の如し。
至天會二年。平州既平。宗望恐風俗揉雜。民情弗便。乃罷是制。諸部降人。但置長吏以下。從漢官之號。(卷四
兵志) ……「是制とは猛安謀克を授くるを云ふ」

箭内博士は同じく百官志(卷五) の「漢官之制。自平州人不樂爲猛安謀克之官。始置長吏以下。」と云へる文を引きて右の天會二年に罷是制とあるはこれに相當するものなるべく、されば一般の諸部族に猛安謀克を授くるを罷めしにあらずして平州に限りて罷めしものなりと論斷せられたり。(前記の「金の
研究」) 然れども「諸部降人、但置長吏以下」と諸部と云ふ言葉あるを思へば強ち平州のみに限定す

る理なかるべく一般的に「罷是制と定めしものと考ふることも不可能事にてはなかるべし。こは單に推定にとゞまり證左となる積極的史實は不幸にして見出し得ず。

而して次ぎの熙宗の時に至りて遼東に於ける漢人及び渤海人の猛安謀克承襲の制廢止せられき。
金史卷十四兵志を案するに「熙宗皇統五年。又罷遼東渤海猛安謀克承襲之制。浸移兵柄於國人。」と云へり。亦同じく金史卷十八大臭傳に「天眷三年。罷漢渤海千戸謀克。以臭舊臣。獨命依舊世襲千戸。」とあ
り。廢止の年次に就き兩者の間に五年の差異あり。此に關し箭内博士は「この廢止の年次について
は彼と此とに五年の差あれども未だ孰れに從ふべきかを考へ得ず。」(前記論文一五四頁參照)と言及
せられ、亦鳥山喜一氏は「然しいづれを正しとすべきかは甚だ困難な問題である、松漠紀聞は渤海
人の遷徙について「契丹所遷民。益々蕃。至五千餘戸。勝兵可三萬。金人慮難制。頻年轉戍山東。每徙
不過數百家。至辛酉盡驅以行。」といつてゐる。辛酉とは皇統元年のこと。其の前年の天眷三年に承
襲の特權廢止があつたからそこで「盡驅以行」といふ程の轉戍を行つたのではあるまいか。勿論この
句は誇張に相違なく、金史卷四熙宗紀の皇統九年八月の條に遼陽の渤海人を燕南に遷したこともあつ
たのに照合して推することが出来る。然しかる語勢の記事の存在は、積極的證左こそなけれ、前
年に特權廢止の如き注意すべき事件のあつたことを、指唆するものとはいへやう。なほ兵志の皇統
五年說にしても、皇統五年又罷といふ「又」の字を重く考へれば、既に天眷三年に一度令が出たのを

このとき前令を徹底せしむべく更に命が下つたとも解することが出來やうか。余は暫らくかくこの二つの記事を調和しておく。(猛安謀克と金の國勢(朝鮮) 支那文化研究所収) 五〇(五頁) と一解決を與へられたり。

吾人は金史其の他の資料にこれ以上補足すべき新事實を發見し得ざりしを以て唯この説を紹介するにとゞめん。然れどもたゞ思ふに漢人渤海人に對する猛安謀克世襲廢止の令は一度出でゝ完全に行はれしにあらず天會年間天眷年間、皇統の間等と度々出でゝ始めて行はれしものならんか。ともあれ皇統五年以後漢人渤海人にして猛安謀克を受けられしもの絶えてなし。それ以前に於けるものを擧ぐれば次の如し。(箭内博士の前記論)(文一五四頁による)

(一) 漢 人

王六兒。王伯龍。(金史卷四十四兵志)

張應古。劉仲良。李孝功。劉宏。韓慶和。霍石。(金史卷三) (韓慶和、霍石の名箭内博士の論には見えず。然れども「天輔二年九月閏月庚戌朔」に「降將霍石韓慶和」にあり。)

李石(金史卷八十)

趙彊(金史卷八十一)

韓常(大金國志卷二)……(箭内氏論文中に見えず。然れども「韓常字元吉。燕山人也。」とあり。)

(二) 渤海人

二哥（金史卷二）

高楨（金史卷八十）

大臭（金史卷八十一同人傳）

さて契丹人に對しては

大定三年八月甲戌。詔參知政事完顏守道招撫契丹餘黨。戊寅。詔罷契丹猛安謀克。其戶分隸女直猛安謀克。（金史卷八十一同人傳）

卷六世
宗紀

大定二年。……窩斡已平。詔罷契丹猛安謀克。其元管戶口。及從窩斡作亂來降者。皆隸女直猛安謀克。

（金史卷九十九不喝傳）

の二文を以て世宗治世の初期猛安謀克の榮職授任を罷めしことを知るべし、蓋し契丹人は云ふまでもなく前朝遼の遺民にして且其の東蒙古に於ける勢力は容易にその根柢を覆すべからざるのみならず、亦金は遼の滅亡後宋との交渉頻繁を告ぐるに就いて後顧の患ひながらしむる爲め契丹人を優遇し以て蒙古民族に備へしめしものならん。然れども此の契丹優遇策は正隆の末年より大定にかけての契丹人撒八窩斡の叛亂あるに至りて一變し、ことさらに優遇することなく他の民族と同一視するに至れり。前記の詔は其の結果として出でしものと思ふべく、かくて此後は外國人に猛安謀克を授けらるゝこと絶対に見ざる所となれり。然れども女直人の實力次第に衰へ衰運に傾きし宣宗の時に

至りて此の方針の覆されしを見る。これに就いて鳥山氏の研究の結果を紹介すべし。

金史と歸潛志とによつて其の一例を擧げれば宣宗の貞祐中漢人劉元規及び劉從益が共に千戸歸潛志 靖安民が猛安金史卷百八 南渡後に契丹人移刺買奴及び移刺粘合は共に世襲猛安。袁宗の正大年中に契丹人移刺蒲阿は謀克金史卷百二十の如きがある。これは猛安謀克の變遷の上から見ては重大な事件といはなければならぬものである。（猛安謀克と金の國）
（勢五三）
六頁

之を要するに太祖時代には猛安謀克任命に就いて人種的差別なかりしも熙宗の時先づ此を漢人渤海人より奪ひ世宗に至りてはさらに契丹人より奪ひて全く國人に歸せしめたり。而して宣宗の時に至りては再び外國人に猛安謀克を授くることゝなれり。かくの如き猛安謀克任命上に於ける人種的差別の存在せし理由たるや如何。熙宗の時漢人より猛安謀克を奪取せし原因たるや如何。前引用の文には風俗揉雜民情弗便とあるも意味明瞭を缺く、金史卷十四兵志には「迨夫國勢寢盛。則歸土地。削位號。罷遼東渤海漢人之襲猛安謀克者。漸以兵柄。歸其内族。」とあり。蓋し國初にありては外部との交渉に暇なく何等國民的自覺をなす餘裕なかりしなるべく。加之來降の諸部族の長に猛安謀克の榮職を授くることは其の統御上に甚だ好都合なりしものならん。漸くにして建國の創業成り國家としての體面を保つに至りては自ら國民的自覺を生じ今迄の如く外民族の機先を窺ふにこれ努めず、自己自身に獨立せんとする意識擡頭せしものなるべく、かくの如く重要な猛安謀克を國人にのみ

限らんとせしことは國家組織の完成せし熙宗時代にありては又當然なる處置と云ふべし。漸以兵柄。歸其内族と云へることは民族的自覺より導き出だされし金の女直中心主義の具體的表現ならずんばあらず。殊に漢民族は女直民族より遙に高度の文明を有し且其の數に於いても優るものなりしをして金朝が漢民族統御策として國家の中心をなす猛安謀克の榮職を授けざるに至りしことは注意すべき事實たるを失はず。而して滅亡に近づける宣宗の時代は兵制の頽廢、將校の缺乏思ひ半ばにすぎるものありて猛安謀克は戦時に於ける國力の中堅たること不可能となりしなり。されば宣宗は女直中心主義の方針を固執し得る力なく、却て女直人と異民族とを同一に遇することによりて幾分なりとも國家衰勢を喰ひ止めんとせしなり、猛安謀克を外國人に許すに至りしも其の結果ならん。姑らく記して叱正を仰ぐ。(この項箭内博士鳥山氏の御研究の結果に負ふ所大なり)

四、令史の數と漢人

前二項に於いて金朝の官吏任命に於ける人種的差別を行政官の長宰相及び兵力の中堅たる猛安謀克に就いて論究し以てそが金の女直中心主義の一具體的表現なりしことを明かにせり。かかる傾向は都元帥樞密使に就いても云ひ得ることならんも今は其の勞を避けて逆に百官のうち最も下位にありし令史に關して考察の歩を進めんとす。金代の令史が最も低き官たりしこと論を俟たずと雖も、凡そ進士に及第の後官吏に任命されしものは殆んど全部最初この令史の職につきしこと金史列傳を

通讀すれば首肯し得ることなり。されば令史に一考を與ふるも強ち徒勞の誹りは蒙らざるべし。

凡そ令史の起源は遠く前漢時代のことにして、蘭臺尚書に皆令史ありて文書を主り郎職を補佐し比較的上位の待遇を受けしものゝ如く漢以後歷代の王朝これにならひ隋に至りて令史の任漸く煩瑣となりて官品を授與せられざるに至れり。唐宋兩朝には令史の職ありしも卑しき官たりしは爭はず。

明に至りて全く廢せられしものゝ如し。思ふに前漢に於ける尚書令史は卽職を補佐するものであつて見れば、清朝に於ける各部の筆帖式が主る、員外郎を補ふて職務遂行の圓滑を計りしと同一事なるべし。筆帖式は云ふまでもなく滿洲語にして字を寫す義なる由蒙古語に於ける必闇赤に相當するものと考へて大差なかるべし。金朝に於ける令史も全くこの元の必闇赤清の筆帖式に相當するものなるべく、今にして云へば書記に類すべきものならん。

金史百官志を見るに最も注意すべき一事は、各部衙に令史の定員を記し且必ずこれを女直漢人に二分し居れることなり。而して尙書省に屬する六部の令史に就いては總定員をあげ内女直幾人と記してあるも、金朝に於ける官吏は殆んど全部漢人又は女直人なりしを以て六部に於ける女直令史を引きし殘餘の令史は漢人に外ならずと云ひ得べし。左に金史十五百官志によりて六部の令史の人數を示さん。

定員 内女直人令史

割合

六九 二九

○・四二

七二 一二

○・一六五

一五 五

○・三三三

二七 一二

○・四四

五一 三三

○・四三

一八 四

○・二二一

右によれば前二項に明かにせし所に比して女直人の數の顯著なる減少を發見すべし。然れども行政に關せし文官にあらずして武備に關せし役所の令史を見れば、少々反對の現象を見出すに注意すべし。

女直令史 漢人令史 比例

都元帥府	一三	六	二對一
樞密院	一二	六	二對一

右二つの表に於いて前者より後者により多くの女直令史のあるに特に注意すべく、この兩者の差異如何に解すべきか。そは六部の性質と都元帥府等の職責の差異によるにはあらざるか。金朝が國家行政の上に漢人の技能と才智とを利用せざるを得ざりしこと勿論なるも、女直人は武力は最も自

己の得意とするところなれば漢人の必要は全く認めざるところなりき、然れども都元帥府の如き組織的なものになればそこに必然的に少々は漢人の必要も感せしものならん。金朝が女直主義國俗保存に最も力を用ひ且效果あるべきは軍部の隆勢なることに外ならざるものにして、軍備に關せしことを最も重大視し、かの猛安謀克に對する保護策の如き最もよき例證たるに十分なり。されば金朝は終始一貫して軍部は殆んど自國民のみによりて占めんとせしなり。令史の人數の軍部に關しては比較的に少きはその現れの一つと見るべきにはあらざるか。吾人は金の對漢民族策の片鱗を令史の數に於いても見出し得ると思ふものなり。

六部の令史に就いては元史十五八百官元朝も亦同様なりしと云ふを得べし。

必闇赤(蒙古) 令史(漢人) 回々令史

吏 部	三	二五	二
戶 部	七	六一	六
禮 部	二	一九	二
兵 部	四	一四	一
刑 部	三	三十	二
工 部	六	四二	

如何に漢人令史の多かりしかを知るべし。文化的により劣等なる民族が自己より高度の文明を有

する漢民族を統御するに就いては同様の過程を経過すべきものなるべし。

以上三項にて吾人は官吏任命上に於いて金代の漢人が如何に遇せられしかを及ばずながら考究せし積りなるも今總括的にこれを論述すべし。之を要するに一言以て云へば官吏の任命にあたりて内外の必然的要求によりかなり多くの例外を餘儀なくせしめられ、漢人の任用もありしなれども少くとも金朝が、出來得る限り女直人中心主義によらんとせしことは否み難き事なり。さて金史卷十五によれば章宗の明昌四年に於ける官吏數は一萬一千四百九十九人にしてその内女直人四千七百五人、漢人六千七百九十四人なれば女直人四漢人六の割合なり。而してそのうち漢人は實際に仕事を運用する下級官吏に多く、高位高官には多く女直人の任用せられしこと敢て贅言を要せず。實に金朝としては漢人の政治的才能と手腕とによらざれば行政運轉の圓滑を期し難く漢地に對しては其の一層甚だしかりしを覺ゆ。大金國志卷十熙宗紀皇統五年の條を案するに北人の漢地に官たりし時は必ず漢人の通事を置きしものにして、通事は上官と人民との間に介在して得手勝手に事を處理し以て私利を貪るにこれ努めしかば人民の困苦甚しかりきとあり。これ金代社會に於ける女直人の漢地漢民族統治の偽らざる實狀を告白せるものと云ふべし。

五、科 舉 制

金は其の建國の當初にあたりよく遼の制度を模倣せしことは社會百般の組織、明確に看取し得るところにして政府の政治方針を見るに最もよき材料となる選舉法に於いても又その一現象を見るなり。而して遼の科擧の法は母體を唐に求めしものなれば金の法は唐遼の法に南方宋の影響を受けしものなり。金の科擧を設置せしには全く遼宋の制により詞賦、經義、策試、律科經童の制ありしなり。このうち經童科は章宗の大定二十九年秋に至りて初めて設置せしもの又策試科は海陵の天德三年に廢止せしものなり。其他明昌元年三月には制擧宏詞科を設けて非常の士を取り、世宗の時設置せし女直進士科を加へて金の取士の法凡そ七あり。而してその詞賦經義、策論(女直進士)の選に當りしものを進士と云ひ律科經義の選に及第せしを擧人と云ひしなり。女直進士科を別にせし殘餘の六は多く漢人を主とせしこと勿論なるもそれはさて置き當面の問題たる女直進士科に就き、請ふ以下少しく述ぶるところあらしめよ。

先づ女直進士科設置の年次に就き二説あり。即ち金史卷一百溫迪罕綱達傳を案するに次ぎの如き文あり。「大定十三年、設女直進士科。是歲、徒單鑑等二十七人登第。然るに選舉志卷五十一には「世宗大定十一年、創設女直進士科。初但試策、後增試論。所謂策論進士也。」とあり、兩者の間に設置の年次に就き二年の差異あるを覺ゆ。兩説のうち孰れが是なるや。吾人はこれを他の一記載によりて解

せんとするものなり。即ち同じく選舉志^{金史卷五十一}に「大定十一年。始議行策選之制。至十三年。始定每塲策一道。」とあり。思ふに十一年には唯女直進士科設置を議せしのみにして實際に設置せられしは十三年のことなりと云ふこと妥當の論ならん。續通典^{卷八}も十三年説を採用せり。

次に女直進士科の内容に就いて述べんに、女直進士科は専ら女直人を對象とせしものなること勿論なりと雖も章宗の時に至りては女直人に限らず、諸人の此れに試するを許せしが如し。「章宗大定二十九年。詔許諸人試策論進士舉。^{金史卷五十}」而して此は最初は但策詩のみを試みしが後には増すに論を以てしたれば策論進士の名あり、策には女直大字（太祖の時代完顏希尹の作りしもの）を用ひ詩には女直小字（熙宗時代成りしもの）を用ひしこと同じく選舉志に見ゆ。而してこの女直進士科は二年に一度の割合に行はれしを通例とす。

金一代中の名君にして且女直主義の鼓吹者たる世宗は此の女直進士に對しては出來得る限りの優遇と便宜とを與ふるに躊躇せざりき、即ち女直進士科には鄉府の兩試を免じたるのみならず、（諸進士舉人は鄉より府に至り、さらに省に至り、殿庭に至るの四試ありしなり）亦詔して京師には女直進士學を設け諸路には女直府學を置き、金朝宗室及び宰相、女直人子弟の女直語學習に資し以て女直進士科に應する便宜を計らしめたり。金史^{卷八}大定二十三年の條に「閏十一月戊午。上謂宰臣曰。女直進士可依漢兒進士。補省令史。」とあるは、世宗がやゝともすれば政治的才能に劣らんとする女直進

士を漢人進士同様に省令史に補し以て出來得る限り女直人を採用せんと努めしにはあらざるか。次の章宗も選舉志に「明昌元年。猛安謀克願試進士者。擬依養人例。不可令直赴御試。上曰。是止許女直進士。母令試漢進士也。」とあるによりて女直進士科の維持に努力せしことを知るべし。亦女直進士に及弟せし後さらに試するに騎射を以てし、選にあたるものを拔擢せしこと章宗紀に見ゆ。

思ふに世宗の政治方針宜しきを得、且亦科を設け士を取るの法よく時代に適合せしかば家給人足の大定の聖代を見るに至りしこと周知のことにしてその間最も興味あることは蓋し女直進士科を設け且そが支持と優遇に努力を拂ひしことなり。案するに金史卷五選舉志の叙に、

若夫以策論進士。取其國人。而用女直文字。以爲程文。斯蓋就其所長。以收其用。又欲行其國字。使人通習。而不廢耳。終金之代。科目得人爲盛。諸宮護衛及省臺部譯史今史通事仕進。皆列於正班。斯則唐宋以來之所無者。豈非因時制宜。而以漢法爲依據者乎。

と云へる如く女直進士科の如き國人本位の制は金朝獨特のものなるは言を俟たず。これ又金の女直中心主義の一表現として注目に値ひすべし。

六、樞密院

金史卷五百官志の總叙を案するに「天輔七年。以左企弓。行樞密院于廣寧。尙踵遼南院之舊。」とありて太祖の廣寧に樞密院を置きしこと且そが前朝遼の南院の繼承たることを云へり。この樞密院設

置に關しては所々にその記事散見す。例へば同じく百官志樞密院の條にも「樞密院。天輔七年。始置于廣寧府。天會三年。下燕山。初以左金弓爲使。後以劉彥宗。初猶如遼南院之制。後則否。」とあり、同じく兵志^{卷十四}には「燕山既下。循遼制。立樞密院于廣寧府。以總漢軍。」と又金史^{卷七十八}韓企先傳には「初太祖定燕京。……置中書省樞密院于廣寧府。」とありて此等の記事皆相抵觸することなく、天輔七年に樞密院の廣寧府に設置せられしは動かすべからざる事實なり。然れども此に樞密院が如何なることを司り如何なることを任務とせしかに就いては時代の推移と共に大なる變化のあることは大いに注目すべきなり。少くとも太祖の廣寧府に設置せし樞密院と章宗の泰和六年に元帥府と改名せられし以後のものとは、(否事實はそれ以前より)職務上に大なる相異の存すること惟思せらる。泰和以後の元帥府は金史^{卷五十五}百官志樞密院の條に「泰和六年。嘗改爲元帥府。……掌凡武備機密之事」とありて一般的に武備機密のことを司りしものなるも天輔年間に設置せし樞密院は先に引用せし百官志の「尚踵遼南院之舊。」兵志の「以總漢軍。」と云ふ文によりてそが對漢人のものなりしことは容易に首肯し得ることなり。而してこの南院に就いては暫くの解説を要す。

凡そ金が威を四隣に振ひてその國家的統治を行ふにあたり。社會制度の上に、又政治組織の上に多く前朝遼の制度を踏襲せしことは既に屢々述べし所にして、樞密院を廣寧府に置きて遼の南院にならひしもその適例たるを失はず。そはともあれ遼の太祖阿保機は自己の部族内を統一して西方諸

民族又は女眞渤海を征し支那の北邊を割取して遼國を建設せしものなれば遼國の構成分子には幾多の異民族ありしこと論を俟たざるところなるも、そのうち契丹人と漢人とが國を組織する二大要素たりしが如し。然るに此の二民族は生活狀態を異にするのみならず歴史を異にし、思想を異にせしを以て遼がこの二分子を統一し統制するには自ら特殊の施設あらざるべからず。遼が契丹人に對しては古來の風習によりて統御し漢人に對しては支那の制度に依りしこゝに由來す。遼が國家統治の上に二重の體系を有せしことは津田左右吉博士の詳しく論せられし所なり。(滿鮮地理歴史研究報告第五所收) 遼の制度の二重體系

遼史卷四百官志總叙の「遼國之官制。分北南面。北面治宮帳部族屬國之政。南面治漢人州縣租賦軍馬之事。」の記事、又同文中に「官分南北。以國制治契丹。以漢制待漢人。」と見ゆること等によりて其の邊の消息を察知し得べし。南院もその代表的現象の一にすぎず、遼の政府の最高機關が北南二樞密院なりしこと論を俟たざる所にして南院とはこの南樞密院の略稱なり。(遼史卷四百官志北樞密院……以其牙帳居大内之南。故名南院。)而して北樞密院の職務は武事にあり南樞密院のそれは文事にある如く、且又兩院ともに契丹人に關せしものゝ如く百官志には見ゆれども津田博士は遼史の他の記載、續資治通鑑長編及び三朝北盟會編等の記事及び歴史的事實を羅列し、考證して百官志の説の誤れるを指摘して次の如く斷案を下されたり。

「余は樞密に北南二院あることを宰相府、宣徽院等に北南の二あること同一視して共に之を北面官と見な

し別に南面官に漢人樞密院ありとせる遼史百官志の説を誤れりとし、北樞密院は北面の南樞密院は南面の最高官衙にして所謂漢人樞密院は即ち南樞密院に外ならずと推斷す。(前記論文)

果して然りとすればかかる遼の南院を踏襲せし金の樞密院が金史兵志に「以總漢人」とある如く對漢人のものなりしは何等疑ふべきものにあらず。而して天輔七年廣寧府に設置せられし樞密院は其後太宗の初年には平州に移され蔡靖が燕山を以て降りてより彼は更に燕京に移置せられしこと韓金先傳金史卷五十五によりて明かなるところなり。

而して樞密院が如何に漢地漢民族を統一し制御せしかに就きては韓金先傳に「凡漢地選授調發租稅。皆承制行之。」とありて金は遼のあとを受けて支配するに至りても決して急激なる制度の變更を行ふことなく、たゞ今迄の制を踏襲したりき。金史卷七十八の贊に「太祖入燕。始用遼南北面官僚制度。」と見ゆれば金初の制度が如何に遼のそれの踏襲なりしや窺知するに足るべし。加之、このことは天輔七年に廣寧府に樞密院が設置せられて最初にその使に任命せられし左企弓が遼の遺臣にして前年天輔六年に金に投降し、それを太祖は少しの咎むることなく任用して樞密使となせしことによりて一層明白に知り得べし。これは勿論野蠻未開なる女直民族には確固たる政治組織なく新に占有せし土地に對する應急手當と見るべきは勿論なるも、又金が漢地の統治にそれだけの苦心を拂ひしことも知るべし。即ち太祖が漢地を流治するにはそれに熟練せし遼の遺臣を以てするが最も無難と考へ、そ

ここに考慮を拂ひしものにはあらざるか。

而して先に樞密院なる名稱は章宗の泰和年間になりて元帥府と改められ且其の職務も又變化して單に對漢人のものにあらざること既に論述せしところなるが亦其處には必然的理由存在せざるべからず。これに就きては金と宋との政治的關係の變化が解決を與ふる鍵にはあらざるか。即ち金の初代太祖をはじめ太宗熙宗海陵王の四代の間、南方宋に對しては常に積極的態度を取り南進に次ぐに南進を以てし抗爭の絶ゆる間暫らくもなかりき。然るに次の世宗立つや深く志を内治に用ひ且國粹保存を行ひ女直主義に歸り宋とは幾十年の稀に見る平和的國交を保ち且又これを一層助長せしものは時恰も南宋に孝宗出で名君の譽れ高く以てその政治方針宜しきを得たりしためなり。故に章宗の時に至りては對漢民族のものとして特殊なる設備ある必要なきのみならず、國家統一の後長年月を経て政治組織も次第に完備せし爲その設置の理由なくなりしものならん。さればこそ樞密院は單に名稱に止まらず内容までも變じて現今我國の樞密院と參謀本部とを兼ねたる如きものになりしものなり。少しく臆測に過ぎたる嫌ひあるも記して後考を俟つ。

さてこゝに一疑問出づ。そは金史本紀其の他に泰和六年樞密院改められて元帥府となりし以後と雖もなほ樞密使を任せし記事樞密院に關せし記事の散見することなり。泰和六年に罷めしものなればそれ以後樞密院の名出づる由なし。これ如何と云ふに泰和六年以後の樞密院はさきに述べし樞密

院と全然系統を異にせるものなり。金は征討を司るものとして都元帥府を置きしことあり。兵戈罷めば則ち省きて置かず、最初は天會二年に設置し章宗の泰和八年樞密院と改稱せられしこと金史

卷五百官志都元帥府の條に見ゆ。即ち

都元帥府。掌征討之事。兵罷則省。天會二年。伐宋始置。泰和八年。復改爲樞密院。

とあり。泰和以前を以後とに於ける樞密院の性質の相異注意すべし。然れどもこの都元帥を樞密院に改めしことに其の年次に就きて相違せる記事を見る。金史卷五海陵紀を案するに天德二年の條に、

十二月己未。罷行臺尚書省。改都元帥府。爲樞密院。

とあり。天德二年と泰和八年とは五十八年の差あり。孰れを是なりとするや。はたまた他に解すべき方法ありや。案するに金史卷十章宗紀泰和七年五月の條に「丙申。宋知樞密院事張嚴復遣方信孺。以書至都元帥府。增歲幣乞和。」とあるを以て泰和七年頃に都元帥府のありしことは事實なるべし。海陵紀の説に従へばこの頃都元帥府のある理なく、百官志の泰和八年説妥當ならんか。

之を要するに前述の如き内容を有する樞密院は金の對漢民族策の具體的表現の一にして建國の初めより漢人を重大視して相當の配慮と苦心を拂ひしことを窺ひ得るものなり。箭内博士は「金が樞密院を廣寧に置きたる天輔七年は恰も遼の中國に領有せる諸州を奪取したる年の翌年に在り、是れ金史百官志に所謂「踵遼南院之舊」にして之によりて漢人を招徠し緩撫せんとしたるものなり。」

と論述せられたり。（前記論文）
（一五三頁）

而して樞密院の設置それ自體にては漢民族を優遇せしものなるや將たまた冷遇せしものなるや判断し得ざるも金の漢民族に對せし施設として興味あることなり。

七、其　　の　　他

金朝の女直中心主義引いてはそれによる人種的差別待遇は官吏任用上に於ては最も顯著なること上述せしところの如し。其の他の點に就きては金代の記錄の傳ふる所甚だ稀にして到底詳かに之を知るを得ず。因つて姑らく吾人の寓目せし所二、三を摘出して一言せん。

(一) 姓　　名

錢大昕は「金人多二名。一從本國名。一取漢語。史家不能悉載。……往往姓同名異。金表多國語。宋紀則其漢名也。」〔十駕齋養新錄卷八〕と云ひ、又趙翼は「金一人二名」と題して「金未滅遼以前。其名皆本其國語。及入中原。通漢文義。遂又用漢字製名。」と述べてこれを實際に帝王皇族庶人に就きて實例を多數示し、且「蓋國語之名。便於彼此相呼。漢名則用之詔令章奏。亦各有所當也。」〔記卷二十八〕と云へり。女直人の女直名と漢名との二つを有せしこと歴代皇帝より庶民まで同一なり。これが原因に就きては色々あるにしても以て金代女直人の支那化の程度察すべきものあり。今皇帝に就きて例を示せば次ぎの如し。

本 漢 氏 名

太 熙 海 世 章 宣 宗 宗 宗

阿 吳 合 迪 古 刺 乃

骨 乞 買 達 古 乃

打 刺 乃

烏 祿 祿 祿

麻 達 葛 祿

吾 暗 補 爭

獨り其の名に止まらず姓に於いても女直人の漢譯を用ひしもの少からず。金史國語解姓氏の條には女直の姓三十一を擧げて漢姓に譯せしを見る。これは意味上より譯せしものにもあらず、且又音

譯にも非ず得手勝手に當嵌めしものゝ如く、錢大昕によれば皆大定明昌の間に譯せし所なり。(二十二史考異八)と云ふも是非を辨へず。ともあれ女直人の漢姓と爲さんとせし傾向の大なりしことは吾人の想像及ばざるものありしならん。さればこそ大定以後屢々女直人の漢姓を稱することを禁せし令の

出でしを見る。錢大昕は大定十三年五月と章宗の明昌二年十一月との禁令を摘出して「相去纔十有八年。而復降此制。蓋習俗之難返甚矣。(二十二史考異八)」と論せしもなほ且その間大定二十七年に同様の禁

令の出でしを見る。次の如し。

「大定二十七年。十二月。戊子。禁女直人不得改稱漢姓。學南人衣裝。犯者抵罪。」金史卷八
世宗紀

これを以て吾人は漢文化に對する女直人の一般風潮の如何なりしかを推察すると共に金朝が及ばずながら女直風俗維持に努力せし跡を看取し得る次第なり。然れどもかかる努力は到底強き時代風潮の流れを堰き止め得べくもあらざりしならん。

翻つて思ふにかく女直人が漢姓を稱せし事實あるとともに亦度々金朝が漢人に對して女直の姓を賜與せしことも否み難き事實なり。凡そ賜姓と云ふことは遠く漢に始まり歷代の王朝多くこれを習ひしものゝ如く例へば隋は功臣に國姓楊を賜ひ唐は李氏を名臣に賜與せしこと周知の事實なり。金朝が異民族出身の功臣に國姓完顏を賜與せしもその例に違はざるなり。外國人に完顏氏を賜ひし例を擧ぐれば次の如し。

完顏阿鄰(漢人本姓郭)
(金史卷百三)

完顏佐(漢人、本姓梁)
(金史卷百三)

完顏甫(漢人、本姓張)
(金史卷百十八)

完顏藥師(漢人、本姓郭、金史卷三、太宗紀四年春正月ノ條)

完顏霆(漢人、本姓李)
(金史卷百三)

完顏仲元(漢人、本姓郭)
(金史卷百三)

完顏元宜(契丹人、本姓移刺)
(金史卷百三十三)

完顏衆家奴(契丹人、本姓移刺)
(金史卷百十八)

國姓完顏を賜與せしのみならず、他の女直の大姓を授けしこともあり。案するに金史卷十四 宣宗紀に「貞祐三年。九月癸酉。……賜東永昌姓爲溫敦氏。包世顯包疣痘爲烏古論氏。覩令孤爲和速嘉氏。何定爲必蘭氏。馬福德馬栢壽爲夾谷氏。各遷一官。」と云へり。その一例に過ぎず。而してこの賜姓を時代的に考ふるに金初には皆無と云ふにはあらざるも比較的に少く、末年宣宗哀宗の時代に多きを見る。趙翼は「金末亦多有賜姓者。財力既殫。爵賞又濫。不足以繫人心。故設此以勸功。」(二十二史劄記卷二十八)

と論じたり。以て從ふべし。

勸功の必要に迫られしものと雖も、賜姓のことはそが意識的たると無意識的たるとを問はず、そのまゝが女直主義の一表現たるは否み難き事實なり。

(二) 結婚

民族の融和同化に結婚が甚大なる役目を演することは今更贅言を要せず。金朝は國粹維持民族保全の爲め女直漢人の通婚を禁止せしや、將た又兩民族を同化せしめて國家統治に便ならしめん爲め通婚を奨励せしや否や。今姑らく結婚上より見たる金代の女直漢兩民族の關係を考究せん。

同姓は娶らざること支那古來の風習なるも、又女直民族にも舊來よりありし習慣なる如く、且嚴格に遵守せられしところの如し。金は會寧より興り次第に威を四隣に振ひ勢を延ばしてより新に降附せし諸部族にも此の慣習を強制せしものなること次の記事にて明かなり。「天輔元年。五月丁巳。

詔自收寧江州已後。同姓爲婚者。杖而離之。」（金史卷二）。（太祖紀）天會五年。四月己丑。詔曰。合蘇館諸部。與新附人民。其在降附之後。同姓爲婚者離之。（金史卷三）かくの如く同姓は娶らざること確保せられことなりと雖も、こは以て異人種間の關係を物語る資料にはあらず。金代社會に於て一般女直人と漢人との間に實際に如何程の通婚行はれしやに就きては吾人の淺學短才を以てしては明確なる解答を與ふる能はず。然れども吾人をして推察を逞しくするを得しむれば、凡そ金朝が兵を興して中原を占領せしより以來其の地の漢人の懷柔に猛安謀克を散處せしめ、又屯田軍を創設して女直人の永久的漢地居住を行はしめしこと、社會一般が漢文明に大なる誘惑を感じ、ともすれば心醉せん如き風潮なりしこと、及び金の朝廷の諸妃に漢民族出身のもの多々ありしこと等によりて女直漢兩民族の通婚は可なり盛んに行はれしならんとも考ふれども、又一面通婚の如きことは雜居せしとは云へ、兩民族の完全なる和解と長年月とを要せざれば行はれ得ざるものなれば或はそれ程に行はれしにはあらずとも考へ得ざるにはあらず。吾人は決定的斷案を下す能はず。臆測を記して後考を俟つのみ。然れども少くとも金の當事者は國家統治の便宜上異民族との通婚を禁止せしにあらず、却つて獎勵せし傾向ありしこと斷言して憚らす。其の理由は大定十七年頃の詔に「大石在夏國西北。昔窩斡爲亂。契丹等響應。朕釋其罪。俾復舊業。遣使安輯之。……俾與女直人雜居。男婚女聘。漸化成俗。長久之策也。」（唐括安禮傳）と云へり。又兵志には、「及其得志中國。自顧其宗族國人尙少。乃

割土地。崇位號。以假漢人。使爲之效力而守之。猛安謀克。雜廁漢地聽與契丹漢人昏。因以相固結。」とあり。されど宗室の正式の結婚に於ては決して配偶を異民族に求めしたことなし。金史卷百の贊に、「金之徒單、擎懶、唐括蒲察、裴滿紇石、烈僕散。皆貴族也。天子娶后必于是。公主下嫁必于是。」とあり。宗室の結婚には必ず配偶を女直の貴族に求めしなり。即ち金の内族（内族と宗室とは同義なり。金史卷五十九宗室表の叙に「大定以前稱宗室。明昌以後。避睿宗諱。稱内族其實。」と云へり。）の異民族との結婚は積極的禁令こそなけれ殆んど絶對的禁止の状態にありしなり。

后妃傳により歴代皇后の生家を擧ぐれば次の如し。

太祖：聖穆皇后（唐括氏）。

光懿皇后（裴滿氏）。欽憲皇后（紇石烈氏）。宣獻皇后（僕散氏）。

太宗：欽仁皇后（唐括氏）。

熙宗：悼平皇后（裴滿氏）。

海陵后（徒單氏）。

世宗：昭德皇后（烏林答氏）。

章宗：欽懷皇后（蒲察氏）。

衛紹王：后（徒單氏）。

宣宗：皇后（王氏）。明惠皇后（王氏）。

哀宗：皇后（徒單氏）。

宣宗の皇后王氏姉妹を除けば皆女直貴族の出身なりしを知るべし。しかも宣宗が王氏を皇后に立

つるに就きては漢人を皇后にせし前例なく漢姓のまゝ冊立せしむること不都合なりしと見えて王皇后傳金史卷六十四には貞祐二年七月。賜姓溫敦氏。立爲皇后。とありて女直姓を賜ひし後皇后となりしことを云へり。宣宗紀金史卷十四には既に「貞祐二年。秋七月。車駕至南京。詔立元妃溫敦氏。爲皇后。」とあり。明惠皇后に就きても「哀宗……母曰明惠皇后。王氏。賜姓溫敦氏。仁聖皇后之女兒也」(金史卷十
七
宣宗紀)とあり、皇后の父に對しても「興定三年。三月己丑。追賜皇后父太尉汴國公彥昌姓溫敦(金史卷十五
宣宗紀)とありて皇后王氏一族の女直姓溫敦を賜與せられしことを知る。この事實によりて一層明かに金朝の皇后が女直出身たらざるべからざりしことを推察し得べし。而して今は其の實例を示す繁雜を避くるものなるが又公主に尙せしものも皆女直貴族の出身なり。

要するに金の政府が國家統治の便宜上女直人と異民族との通婚を喜びしは動かすべからざる事實なるもはたして實際に如何なる程度に行はれしやは甚だ疑問とするところなり。而して宗室の結婚に際しては決して他民族に對象を求めざりしこと上述の如く、こゝに國俗保存主義の一端を窺ひ知り得べし。

(三) 南 人

趙翼は二十二史劄記卷二十八に於て「金元俱有漢人南人之名」の一項目を立てゝ漢人南人の別を論せり。即ち「金元取中原後。俱有漢人南人之別。金則以先取遼地人爲漢人。繼取宋河南山東人爲南人。

元則以先取金地人爲漢人。繼取南宋爲南人。」と云ひて金に就きては完顏勗傳(金史卷六十六)賀揚庭傳(金史卷九十七)の例を引きて説明し元に關しては元史百官志の叙文及び程鉅夫傳(元史卷七十二)の文を引用して辨明せり。主として元に關せしものなれども又錢大昕も十駕齋養新錄卷九に「漢人南人之分。以宋金疆域爲斷。江浙湖廣江西三行省爲南人。河南省唯江北淮南諸路爲南人。」と云へり。又箭内博士は「元代社會の三階級」なる論文の中に於て元代の漢人南人の別に就き論じて、元朝より受けたる待遇の南人と漢人に差別ありて南人の最も冷遇せられしことを斷言せられたり。

元代と同じく金代にも嚴密に云へば南人漢人の別ありしこと動かす可らざる事實なるも南人と漢人とによりて政府より受けし待遇の相異せしこと元朝の如き整然たるもの在らざりしが如し。然れども強ひて區別すれば漢人より南人の方の、より一層冷遇せられしは事實なるべし。これに就きては積極的資料は擱み得ざるも歸選志^{卷十}に「金朝名士大夫多出北方。」と云ひて漢民族出身の金に任官せし名士大夫の多く北方に出でし實例を示す。これは以て間接に金が南人より漢人を厚遇せしことを物語るものにはあらざるか。而してこれは又、南人は常に苦しき政治的壓迫を受けしなれば、金に對し好感を有せしものにあらず、敢て金に任官せんとする意志なかりしことにも因るならん。

金史^{卷二}章宗紀に「泰和七年。九月壬寅。勅女直人不得爲漢姓及學南人裝束。」と云へり。南人の特に嫌はれし傍證となり得るものにはあらざるか。思ふに金代に於ける南人漢人の別は嚴密なる意味

に於て成立するものにして、ことさらに區別する必要のありし時使用せしのみならん。凡そ金代に於て漢人と云ふには廣狹の二義ありて廣義の漢人は一般漢民族にして狹義のそれは且て遼の治下にありし漢民族を云ふなり。

八、結語

社會の上下を通じての支那文明謳歌は金代一般の傾向なりと雖も國民的自覺の生ずると共に女直中心主義の擡頭となりて諸種の制度上に其の色彩を帶び以て金朝が如何に漢民族統御に留意從事せしか上來述ぶる所の如し。即ち宰相の任命猛安謀克の任授等に於ける人種的差別待遇、科舉に於ける女直人の優遇、樞密院の職責等最も著しきものなり。

如上の如き種々特殊の政策を行はざるを得ざりし所以たるや如何。金王朝は野蠻未開の狀態より急にその武力的強勢によりて中原の北部を占領するに至りしものなれば質に於て高尚華麗なる量に於てその饒多を誇る漢文明漢民族を統治するに政治的能力をそれに依らざるを得ざりしは勿論なるも、盲目的に漢文明に心醉することは女直民族の統治階級たる面目を維持する所以にあらず。文化的に感化せられし女直民族は少くとも武力的に或ひは社會的地位に於いてその優越を保持し以てその政治的統治階級たる面目を維持せんと努力せざるべからざりしなり。かゝることは塞外民族の中原統治に於ては必ず起るべき事件なりとす。金朝の女直中心主義漢民族利用の方策を取らざるを得ざりし理由又以て明かなり。